◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員安全衛生管理規則

平成元年７月１日
規　則　第　１　号

改正　平成５年４月１日　規則第６号
平成11年３月31日　規則第１号
平成21年６月１日　規則第２号
令和８年10月１日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（管理者の責務）

第２条　管理者は、法第３条第１項に基づき、安全衛生に関し必要な措置を講ずるものとする。

（所属長の責務）

第３条　所属長（職員の直属の上司をいう。以下同じ。）は、職員の安全及び健康に留意し、災害防止のため安全施設及び快適な職場環境の整備並びに健康の維持増進に必要な措置を講じなければならない。

（職員の遵守事項）

第４条　職員は、前条の安全施設及び職場環境の整備改善に協力するとともに、健康の維持及び疾病の予防に努めるものとする。

（総括安全衛生管理者の設置）

第５条　事業場に総括安全衛生管理者を置く。

２　総括安全衛生管理者は、事務局長をもって充てる。

３　総括安全衛生管理者は、安全衛生に関する業務を総括管理する。

（安全衛生推進者の設置）

第６条　事業場に法第12条の２に規定する安全衛生推進者を置く。

２　安全衛生推進者は、管理者が選任する。

３　安全衛生推進者は、法第10条第１項各号の業務を行う。

（職員の意見を聞くための措置）

第７条　管理者は、職員の安全管理及び健康管理に関して職員の意見を聞くため、職員の意見を適切に反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

（就業制限）

第８条　安全衛生推進者は、特殊業務等法令で定めるものについては、免許又は技能講習修了資格を有する者でなければ就業させてはならない。

（安全衛生教育）

第９条　管理者は、災害防止等安全衛生に関する必要な知識と技術を習得させるため、関係職員を対象に次の研修を行う。

(1) 新採用時、配置換え時の関係職員を対象とした職場研修
(2) 総括安全衛生管理者、所属長及び安全衛生推進者を対象とした安全衛生研修
(3) 免許又は技能講習を必要とする職員を対象とした技能研修
(4) その他必要と認める研修

（健康診断及びストレスチェック）

第 10 条　管理者は、職員に対し、毎年定期に健康診断及びストレスチェックを実施しなければならない。

2　管理者は、新たに職員を採用するときは、採用時に健康診断を実施しなければならない。

3　管理者は、職員が第 1 項の健康診断の実施時期前 3 か月以内（省令第 44 条第 1 項第 4 号の胸部エックス線検査については前年度実施日から当該年度実施日までの期間内とする。）に当該健康診断の全部又は一部を受けている場合において、当該職員の受けた健康診断が同項の規定に基づく健康診断の基準に適合していると認められるときは、医師の証明する診断書をもって同項の健康診断の全部又は一部とすることができる。

4　所属長は、健康診断が実施される場合には、職員に受診漏れの者が生じないように措置しなければならない。

（健康診断の受診義務）

第 11 条　前条第 3 項に規定する職員及び療養又は休職その他やむを得ない事由により受診することができない職員以外の者は、指定された期日及び場所で健康診断等を受診しなければならない。ただし、法第 66 条第 5 項に規定する書面を提出したときは、この限りでない。

2　前項に規定する療養又は休職その他やむを得ない事由により健康診断を受診することができなかった職員は、その事由が消失した後、管理者が別に実施する健康診断を受診しなければならない。ただし、法第 66 条第 5 項に規定する書面を提出したときはこの限りでない。

（健康診断の記録）

第 12 条　管理者は、健康診断の結果を記録しなければならない。

（ストレスチェックの記録）

第 13 条　管理者は、ストレスチェックを受けた職員の同意を得て、その結果の提供を受けた場合は、これを保存しなければならない。

（健康診断の結果の事後措置）

第 14 条　管理者は、第 10 条（第 2 項を除く。）及び第 11 条に規定する健康診断を行った医師が健康に異常があると認めた職員について、別表第 1 の指導指標の基準に従い指導区分の決定をするものとする。

2　管理者は、前項の指導区分の決定をしたときは、当該職員の所属長及び総括安全衛生管理者に当該決定の内容を通知するものとする。

3　所属長は、前項の規定により指導区分の決定通知を受けた場合において職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、医療機関への受診指導、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設の整備その他の適切な措置を講じなければならない。

4　所属長は、前項の措置を講じたときは、総括安全衛生管理者及び管理者にその状況等を報告しなければならない。

5　職員は、第 3 項の規定による所属長の措置に従わなければならない。

6　所属長は、第 3 項に規定する措置後、当該職員に係る経過を経過報告書（様式第 1 号）により管理者に提出しなければならない。

（ストレスチェックの事後措置）

第 15 条　管理者は、ストレスチェックの結果に基づき、面接指導の必要性を医師等が認め、かつ、職員から面接指導の申出があった場合は、医師の面接指導を行い、その結果を保存しなければならない。

2　管理者は、前項の規定による面接指導を行った医師から意見の聴取を行ったうえで、当該職員の所属長に対し、医療機関への受診指導、職場環境の整備等その他の適切な就業上の措置を講じるよう通知するものとする。

3　所属長は、前項の措置を講じたときは、総括安全衛生管理者及び管理者にその状況等を報告しなければならない。

4　職員は、前項の規定による所属長の措置に従わなければならない。

（就業禁止）

第 16 条　管理者は、省令第 61 条第 1 項各号の一に該当する職員の就業を禁止しなければならない。ただし、省令第 61 条第 1 項第 1 号に該当する職員について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

2　管理者は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、医師の意見を聴かなければならない。

（療養命令）

第 17 条　管理者は、公務によらないで疾病にかかり又は負傷したために療養を必要とする職員及び前条の規定により就業禁止された職員については、医療機関の診断書に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 45 年条例第 9 号）に規定する病気休暇を含めて、1 年以内の療養を命ずることができる。

2　管理者は、公務によらないで結核性疾病に罹患したと認められる職員については、前項の規定にかかわらず、1 年以内の期間出勤を停止し、療養を命ずることができる。

3　療養命令を受けた職員（以下「長期療養者」という。）は、出勤してはならない。

4　長期療養者は、療養先の医師の診断を受け、その経過を管理者に療養状況報告書（様式第 2 号）により報告しなければならない。

5　管理者は、前項の報告に基づき療養期間内であっても、職員に出勤を命ずることができる。

（療養後の出勤）

第 18 条　長期療養者は、疾病又は負傷が治癒し、出勤しようとするときは、出勤承認願（様式第 3 号）に療養先の医師による証明を記載して、管理者に提出しなければならない。

2　管理者は、前項の出勤承認願があった場合は、医師の意見を聴いて勤務に支障がないと認めたときは、出勤を承認するものとする。

3　所属長は、前項の出勤承認がなされたときは、当該職員の実情を把握するとともに、必要に応じて当該職員の職務の軽減を図るに当たっては、同項の医師の意見を尊重するものとする。

（長期療養者以外の療養者の療養後の出勤）

第 19 条　前条の規定は、疾病にかかり、又は負傷したために年次休暇又は病気休暇を取得した職員

（長期療養者を除く。）が、当該疾病又は負傷が治癒し、出勤しようとする場合において、管理者が医師の意見を聴く必要があると認めるときに準用する。

（予防接種の実施）

第 20 条　管理者は、職員に対し必要に応じて予防接種を実施する。

2　職員は、それぞれ指定された期日及び場所において予防接種を受けなければならない。

（伝染病の発生報告）

第 21 条　職員又は職員と同居の親族が省令第 61 条第 1 項第 1 号に掲げる疾病にかかったときは、その旨を遅滞なく管理者に届出なければならない。

（秘密の保持）

第 22 条　安全衛生管理業務に従事している者及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、また同様とする。

（適用の特例）

第 23 条　第 1 条から第 9 条及び前条の規定は、臨時的任用職員又は会計年度任用職員の安全及び健康の確保について適用する。

（委任）

第 24 条　この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 5 年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 6 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（令和 8 年 10 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第１（第 14 条関係）

健　康　管　理　指　導　区　分　表

区　分		判　定　基　準	指　導　指　標
勤務	A （要休業）	勤務の休む必要のある者	休暇、休職等の方法により、療養のため必要な機関勤務させないこと。
	B （要軽業）	勤務に制限を加える必要のある者	勤務場所若しくは職務の変更又は休暇方法により勤務を軽減し、深夜業務、かつ、時間外勤務、休日勤務及び出張をさせないこと。
	C （要注意）	勤務をほぼ正常に行ってよい者	時間外勤務及び出張を制限する。
	D （健康）	平常の勤務でよい者	
医療	1 （要治療）	医師による医療行為を必要とする者	必要な治療を受けるよう指導すること。
	2 （要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査並びに発病及び病気の再発防止のための必要な指導を行うこと。
	3 （要指導）	健康管理上指導を必要とする者	健康管理上必要な指導を行うこと。
	4 （健康）	医師による医療行為を必要としない者	

様式第１号（第 14 条関係）

経　過　報　告　書

年　　月　　日

任 命 権 者　様

所属長

福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員安全衛生管理規則第１４条第６項の規定に基づき、次のとおり経過を報告いたします。

所　属		職員番号		氏　名	
受診区分		指導区分			

１　定期健康診断又は人間ドックの結果、異常があった項目に○をつけ、その受診状況について該当する部分に○をつけてください。

項　　目	異常値の項目に○印	異常値項目の受診状況		
		以前から通院治療中	受診済み	未受診
血　圧				
糖代謝				
貧　血				
脂　質				
肝機能				
痛　風				
腎機能				
尿検査				
その他１（　　）				
その他２（　　）				
その他３（　　）				

２　上記の受診状況で未受診の場合は、その理由を記入してください。

（　　）

様式第２号（第 17 条関係）

療 養 状 況 報 告 書

（任　命　権　者）　　年　　月　　日

様

所　属
補職等
氏　名

次のとおり療養の現況について報告します。

病　　名	
休職命令の日	年　　月　　日

（１）～（３）について、該当する□に印をつけてください。

(1) 療養場所：　□ 自宅（独居）　□ 自宅（家族同居）　□ 病院（入院開始日：　　）
□ そ の 他（　　）

(2) 治療状況：　□ 通院　（週・月に　　回）　□手術　（術日：　　）
□ リハビリ（週・月に　　回）
□ リワークプログラム（週に　　回）
※精神疾患による休職の場合、リワークプログラムの受講について、必ず主治医と御相談ください。
□　その他（服用薬剤、検査、今後の治療予定等）
〔　　〕

(3) 日常生活等の状況

① 生活リズム：　□　規則的　□　不規則

② 睡 眠 状 況：　起床時間：　　時　就寝時間：　　時
寝つき：□　良　□　悪
中途覚醒（夜中目覚めてその後30分以上眠れない）：□ 有　□ 無

③ 食 事 状 況：　1日の食事回数：　　回　食欲：□ 有　□ 無

④ 運動の習慣：　□　無
□　有　（頻度：週　　回　1回あたり　　分・時間）

⑤ 現在の症状（直近1週間にあった症状）：
□ 頭痛　□ 胃痛　□ 下痢　□ 吐き気　□日中の眠気
□ 意欲の低下　□集中力の低下　□気分の波　□ 落ち込み　□ 不安感
□ その他（　　）

⑥ 後遺症・日常生活の制限等（身体疾患の場合）
〔　　〕

⑦ 前回報告後からの状況：□ 改善傾向　□ 変化なし　□ 悪化傾向

⑧ 日中の過ごし方（どのようなことをしていますか。）
〔　　〕

様式第３号（第 18 条関係）

職員番号							

出　勤　承　認　願

年　　月　　日

様

所　属

職氏名

次のとおり傷病が回復し、職務に復帰したいので承認願います。

療養担当主治医の証明欄	傷病名	
	入院期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
	自宅療養期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
	治療経過 （投薬等）	
	現在の病状	
	今後の見込み （治療計画）	
	復職について（日常生活又は就業上、特に考慮すべき点について）	年　　月　　日から復職してもよいと思われる。
	上記のとおり証明（診断）します。 年　　月　　日 病院名 医　師 ※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	